

環循施發第 1907221 号
令和元年 7 月 22 日

大阪事業対象地域・豊田事業対象地域
各府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長



保管事業者の責によらず処分期間内に処分を委託できることとなる
高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（安定器・汚染物等）の取扱いについて
(通知)

大阪事業対象地域及び豊田事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である安定器・汚染物等（以下「安定器等」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 10 条第 1 項に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）第 6 条により、処分期間を令和 3 年 3 月 31 日までと定めており、この期間内に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）に処分を委託しなければならない。

しかしながら、現時点で JESCO に搬入荷姿登録をされている全ての安定器等を令和 2 年度までに処分することは、現在の JESCO 北九州 PCB 処理事業所の処理能力では困難であることから、令和 2 年度に処分するものを調整する必要が生じている。

一方、既に JESCO に搬入荷姿登録をされている安定器等については、保管事業者が処分期間内に JESCO に処分を委託する意向を有していると考えられる。

このため、調整の結果として、保管事業者の責によらず処分期間内に JESCO に処分を委託できることとなる安定器等（以下「搬入対象外安定器等」という。）については、処分期間後（令和 3 年 4 月 1 日以降）に保管していても、PCB 特別措置法第 10 条第 1 項に違反するものではなく、同法第 12 条第 1 項に基づく改善命令及び同法第 13 条第 1 項に基づく代執行の対象とはしないこととすべきである。

各府県・政令市の管内の具体的な搬入対象外安定器等の情報については、JESCO より各府県・政令市に提供するとともに、JESCO より搬入対象外安定器等の保管事業者に対し、各府県・政令市に当該情報を提供した旨を伝達することとする。

各府県・政令市におかれては、保管事業者への指導を行う際には、上記の事項に留意されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（以上）7.23

